○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町柿迫字川屋谷六〇〇八の一、六〇〇九の一、六〇〇九の二、六〇一五、六〇一七から六〇一九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川屋谷六〇〇八の一・六〇〇九の一・六〇一五・六〇一八・六〇一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町柿迫字二重三六七〇から三六七二まで、三六七三の一、三六七三の二、三六七四から三六七九まで、三八一五、三八一六、三八一八の一、三八一八の二、三八一九、三八二〇、三八二一、三八二三の一、三八二三の四の一、三八二三の四の二、三八二四から三八二六まで、三八三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二重三六七四、三八二四、三六七五・三八二三の四の二・三八二五・三八二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「又は計画的避難区域等」を「若しくは計画的避難区域等」に改め、「住所を有していた者」の下に「又は特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。以下同じ。）に住所を有していた者（これらの者のうち、別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入し、又は流出する車両を使用する者にあっては、東日本大震災の発生時において福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた者に限る。）」を「証するに足りる書面」の下に「又は特定避難勧奨地点に住所を有していたことを証するに足りる市町村長からの通知書若しくは証明書」を加え、同号イ及びロ中「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表高速自動車国道東北縦貫自動車道の項中「本宮インターチェンジ」を「郡山南インターチェンジ、郡山インターチェンジ、本宮インターチェンジ」に改め、同表高速自動車国道東北横断自動車道の項中「及び郡山東インターチェンジ」を「、郡山東インターチェンジ及び会津若松インターチェンジ」に改め、同表高速自動車国道常磐自動車道の項中「いわき中央インターチェンジ」を「いわき湯本インターチェンジ、いわき中央インターチェンジ」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第八号関係）

路線名	インターチェンジの名称
高速自動車国道東北縦貫自動車道 弘前線	加須インターチェンジ
高速自動車国道常磐自動車道	桜土浦インターチェンジ

附　則

この告示は、平成二十四年四月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第五百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件

一　検査第一サービスセンターの変更

(一)　所在地の変更

変更前	東京都港区芝浦二丁目14番9号
変更後	東京都千代田区大手町二丁目3番6号

(二)　変更年月日　平成二十四年四月九日

○国土交通省告示第五百六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年四月十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第3440号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	CML－20AS　株式会社ニシエフ	つり索の離脱装置のカムレバーピンの一部変更